

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1798号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(勤勉手当に係る勤務期間) 第12条 (略) 2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。 (1)～(7) (略) (8) <u>一般職員勤務時間条例第16条の2又は市町村立学校職員勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間</u> (9) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間 (10) (略) (11) (略)	(勤勉手当に係る勤務期間) 第12条 (略) 2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。 (1)～(7) (略) (8) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて <u>1日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日が90日を超える場合には、その勤務しなかつた期間</u> (9) (略) (10) (略)

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別記様式第1（第7条の4関係） 期末手当及び勤勉手当支給一時差止処分書（略） 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示 1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期	別記様式第1（第7条の4関係） 期末手当及び勤勉手当支給一時差止処分書（略） 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示 1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（ <u>新潟市長</u> ）に対して審査請求をすることができます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期

<p>間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県 <u>(新潟市)</u> を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>備考 (略)</p>
---	---

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。